

内閣参質一八三第八四号

平成二十五年五月七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 平 田 健 二 殿

参議院議員福島みずほ君提出一九四五年三月十日の東京大空襲に対する政府の認識に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出一九四五年三月十日の東京大空襲に対する政府の認識に関する質問に対する答弁書

一及び二について

外務省において保存されている文書において確認した範囲では、昭和二十年三月二十二日、我が国政府として、米国政府に対し、御指摘の東京大空襲等について非難し、抗議することとした。この抗議（以下「本件抗議」という。）は、スイスを通じて米国に伝えられたものと承知している。

三について

本件抗議への米国政府の回答及び対応については、政府として承知していない。

四について

政府としては、当時の状況については様々な見方があり、御指摘の東京大空襲は、当時の国際法に違反して行われたとは言い切れないが、国際法の根底にある基本思想の一たる人道主義に合致しないものであったと考える。また、本件抗議に関する認識のような歴史的な事象に関する評価については、一般的に、専門家等により議論されるべきものと考えていることから、本件抗議に関する認識については、お答えを

差し控えたい。